

栃木県最低賃金の改正及び賃金引き上げ支援施策の周知広報について(依頼)
～栃木県最低賃金が時間額 1,004 円に改定されました。～

栃木労働局長より、令和 6 年 8 月 30 日付け栃労発基 0830 第 1 号「栃木県最低賃金の改正及び賃金引き上げ支援施策の周知広報について(依頼)」をもって、栃木県最低賃金が、令和 6 年 10 月 1 日から、時間額 1,004 円に改正発効（改正前の栃木県最低賃金に比し、50 円の引上げ）されること。

その中で、改正発効に関して別紙 1を活用しての周知依頼とともに、厚生労働省では業務改善助成金をはじめとした最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業場への支援施策を実施し、インターネット上に賃金引き上げ特設ページも設けていること等についても、別紙 2を活用しての周知依頼がありました。

なお、これら栃木県最低賃金、業改善助成金等に関して、詳細は以下をご覧ください。

- 栃木県最低賃金特設ページ(栃木労働局HP内)
https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/_82012/saichin_menu.html
- 業務改善助成金のページ(厚生労働省HP内)
[業務改善助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/business-improvement-grant)
- 賃金引き上げ特設ページ(厚生労働省HP内)
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

以上、栃木県内で事業を営む全ての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用される点等を踏まえ、速やかな周知広報の依頼がありました。

また、8 月 30 日より、栃木労働局の SNS（X(旧ツイッター)、インスタグラムを予定)で順次情報発信予定とのことです。

[栃木労働局の公式 SNS のご案内](#)を参照してください。